

医療法施行規則改正の概要について

医療放射線の安全管理について、2019 年3月 11 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 21 号）が公布されました。それにより、講じるべき措置が定められました（2020 年4月1日施行）。

以下に改正の概要について纏めておりますので、今後のご参考にしていただきたくお知らせいたします。

- 放射線診療を受ける患者さんに対する事前の説明は、以下の点に留意するように定められました。

- ① 当該放射線診療により想定される被ばく線量とその影響（組織反応（確定的影響）及び確率的影響）

当該放射線診療により想定される被ばく線量の大小について、他の放射線診療による被ばくや、その他の線源からの被ばくと比較した上での認識を助けるものとする。

線量指標の数値は、個々の患者さんにおける確率的影響のリスクを評価するものではないことに留意する。

- ② リスク・ベネフィットを考慮した当該放射線診療の必要性（正当化に関する事項）

当該放射線診療で期待される診療上の利益（病気の診断・治療方針の決定など）と、放射線被ばくに伴うリスクを比較し、当該放射線診療の必要性を説明することに留意する。

- ③ 病院で実施している医療被ばくの低減に関する取り組み（最適化に関する事項）

次に掲げる点に留意する。

- (1) 放射線診療を依頼する医師等による依頼内容の最適化
- (2) 放射線科医師による当該診療実施前の最適化
- (3) 医療放射線安全責任者による線量管理

- 紹介患者さんへの放射線診療の情報提供について

放射線診療（CT、造影 CT 含む）を目的とした紹介のお返事は、診療情報提供書（読影レポート）と画像データ（CD-R）を合わせてお返ししております。これまでも画像データの中に、当該検査での放射線量情報を添付しておりましたが、改めてお知らせいたします。貴院の状況に応じて、患者さんへの説明等を行う際にご活用ください（別紙資料①参照）。

また参考資料としてとして、当院で使用している『放射線検査を受けられる方へ』を添付しましたので、貴院のご判断でご利用ください（別紙資料②参照）。

当院ホームページの、「医療関係者の方へ」の中にも公開しておりますので、必要に応じてご利用ください。

お問合せ先	北村山公立病院 医事情報課 地域連携係
	TEL 0237-43-7001（直通）
	※ 内容を確認し、必要に応じた対応をさせていただきます。